

【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針  
パート2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日

### 6.5 サンプリング

監査員は、安全性に最も大きな影響を与える要素に基づいてサンプルを選択してよい。品質マネジメントシステムの監査の範囲（6.6 監査計画参照）において、監査員は多くの要素を考慮する必要がある（例、監査の適用範囲、医療機器のクラス分類、医療機器の複雑さ、用途、適用される規制要求事項、前回の監査の結果など）。サンプリングは、夫々のサブシステム内で、特定のサブシステム（及び関連するサブシステム）の効果的な実施を評価するために必要であろう。付録書の表1及び又は2は、適切な統計的サンプルの数量を決定するのに用いてもよい。

#### 第4. GMP/QMS調査の方法

1. 調査者は、GMP/QMS調査を、目的、製造所の規模、品目（製品）数、判定型、過去の調査実績等を考慮して適切に実施すること。

#### 第4. GMP/QMS調査の方法

6. 調査の対象：特定の品目（製品）についての調査とするか、製造所全体の調査とするかについては、その調査の目的を十分に踏まえ、原則として表2の分類によること。

表2 GMP／QMS調査の対象のあり方

調査の分類		調査対象のあり方	
適合性 調査	承認前適合性調査	承認（承認申請一部変更承認）申請に係る品目（製品）、ただし当該製造所として初回の調査である場合においては製造所全体	
承認後 等適合性調査	輸出品 調査	適合性調査申請に係る品目（製品）、ただし当該製造所として初回の調査である場合においては製造所全体	
	既存定期 調査	適合性調査申請に係る品目（製品）、又は適合性調査を受けなければならぬ品目（製品）をまとめての製造所全体、特に前回調査以降変更等のあつた部分に重点	
	既存定期 調査	適合性調査申請に係る品目（製品）、又は適合性調査を受けなければならぬ品目（製品）をまとめての製造所全体	
	通常調 査	適合性調査申請に係る品目（製品）、又は適合性調査を受けなければならぬ品目（製品）をまとめての製造所全体、特に前回調査以降変更等のあつた部分に重点	
立入検査等	初回	製造所全体	
	2回目 以降	製造所全体、特に前回調査以降変更等のあつた部分に重点	
	特別調査	調査目的による	

- (1) 製造所全体について調査を行うときは、各工程等について代表的な品目（製品）を選定し、文書又は記録の適切なサンプリングを行ふ等により、少なくとも数品目（製品）をカバーするよう調査を計画し、実施すること。
- (2) 前回調査以降変更等のあつた部分に重点を置いて調査を行うときは、機器・体外診 QMS 省令の規定に基づき変更、逸脱等が適切に管理されているかにつ

【GMP/QMS調査要領】薬食監科発第1130002号

平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知

備考

QMS 調査要領は、簡素化しているが、ほぼ同等の記述がある。

QMS 調査要領には、法的監査財路の付書要1/2 のような統計的サンプル数の表示はない。

<p>【GHTTE 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査ルート】発行：2006年6月28日】</p>	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監麻免第1130002号 備考</p>				
<p>平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監査指導・麻薬対策課長通知</p> <p>いて確認することとなる。例えば、送風の記録、品質部門による変更の承認（特に試験検査方法等について）の記録、不合格品に係る記録、参考品の試験検査記録、回収処理記録等を重点的に調査すること。変更がないとされた場合にはても、製造方法、規格及び検査方法、品目（製品）仕様等が製造販売業者（届出）事項に適合していることを確認することとなる。例えば、成分及び分量について変更がないとされているときにおいても、製造記録のほか、製品等の試験検査記録、設備器具の保守点検記録等を調査すること。また、変更がなされた場合においての重大な不備として想定し得るものとしては、バリデーションの未実施、製造販売業者に連絡せずに行った重大な変更等が挙げられること。</p>	<p>平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監査指導・麻薬対策課長通知</p> <p>いて確認することとなる。例えば、送風の記録、品質部門による変更の承認（特に試験検査方法等について）の記録、不合格品に係る記録、参考品の試験検査記録、回収処理記録等を重点的に調査すること。変更がないとされた場合にはても、製造方法、規格及び検査方法、品目（製品）仕様等が製造販売業者（届出）事項に適合していることを確認することとなる。例えば、成分及び分量について変更がないとされているときにおいても、製造記録のほか、製品等の試験検査記録、設備器具の保守点検記録等を調査すること。また、変更がなされた場合においての重大な不備として想定し得るものとしては、バリデーションの未実施、製造販売業者に連絡せずに行った重大な変更等が挙げられること。</p>				
<p>6.6 監査計画</p>	<p>第5. GMP/QMS 調査の具体的手順</p> <p>9. 調査実施</p> <p>(6) 製造記録、教育訓練記録等の調査においては、利用可能な資源と時間の範囲内において、文書又は記録のサンプリングがリスク又は統計学的に妥当なものとなるよう努めること。</p>				
<p>医療機器製造業者の品質システムの法的監査指針パート1：一般要求事項 (SG-4/N28) 11の要求事項に加えて、次の点も考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者からの情報</li> <li>・監査日数、頻度及び目標とする現地監査の時間の確定</li> </ul> <p>さらに考慮すべき事項が、7に記述されている。</p> <p>A) 製造業者に対して要求すべき情報</p> <p>計画段階では、医療機器製造業者の品質システムの法的監査指針パート1：一般要求事項の1.1.2 (SG-4/N28) に記述されているように、監査日数の検定及び監査計画書を作成するために、製造業者に対して次の情報を要求すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>製造業者が使用している全ての社名と会社の構造を含む、製造業者の名称、住所</li> <li>担当者名、電話番号、fax番号及び電子メールのアドレス</li> <li>監査の適用範囲に含まれる全従業員数（全シフトを含む）</li> <li>製造されている医療機器の範囲及びクラス（医療機器のクラスは、規制当局によつて異なることがある）</li> </ol>	<p>第4. GMP/QMS 調査の方法</p> <p>10. 調査資料：調査実施者が必要に応じ調査対象者から入手できる資料としては次に掲げるものが考えられること。承認前適合性調査又は初回輸出品製造に係る適合性調査の場合においては、より品目（製品）に重点を置き、品目（製品）の製造販売承認申請又は製造販売届出において引用される原添等登録原稿等、必要な情報の収集に努めること。異地調査を行うこととした場合には、当日の調査を効率的に進める観点から必要な資料を得て事前に準備を進めること。また、立入検査等の場合においてもこれに併じて必要な情報の事前に手に努めること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査資料の類型</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 管理監督</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>GQP 省令の規定に基づく当該製造業者等の管理制度に関する情報（第7条の取決めの写し、第9条第5項第1号の取決めの写し、前回調査以降における第9条第5項第3号の記録、第10条第1項第1号の記録、第10条第2項第2号の記録、第10条第3項第1号の記録、第10条第4項の文書指示、第11条第1項第5号の記録、第11条第2項第3号の指置、第13条第2項の記録、第16条第1号の文書の承認、配布等（第20条</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	調査資料の類型	具体例	1. 管理監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>GQP 省令の規定に基づく当該製造業者等の管理制度に関する情報（第7条の取決めの写し、第9条第5項第1号の取決めの写し、前回調査以降における第9条第5項第3号の記録、第10条第1項第1号の記録、第10条第2項第2号の記録、第10条第3項第1号の記録、第10条第4項の文書指示、第11条第1項第5号の記録、第11条第2項第3号の指置、第13条第2項の記録、第16条第1号の文書の承認、配布等（第20条</li> </ul>
調査資料の類型	具体例				
1. 管理監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>GQP 省令の規定に基づく当該製造業者等の管理制度に関する情報（第7条の取決めの写し、第9条第5項第1号の取決めの写し、前回調査以降における第9条第5項第3号の記録、第10条第1項第1号の記録、第10条第2項第2号の記録、第10条第3項第1号の記録、第10条第4項の文書指示、第11条第1項第5号の記録、第11条第2項第3号の指置、第13条第2項の記録、第16条第1号の文書の承認、配布等（第20条</li> </ul>				

【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート 2：法的監査範囲】発行：2006 年 6 月 28 日】	【GMP/QMS 調査要領】薬食監麻第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対象薬民通知 平成 17 年 11 月において準用する場合を含む。】	備考
<p>e) 規制要項に対する適用が評価される、国及び又は地域で販売された及び又は販売を計画中の医療機器の型式。それには、機器に対して発行された承認書（例、ライセンス）の完全なリストを含む（該当する場合）</p> <p>監査に含まれる各製造所（サイト）の所在地及び業務内容</p> <p>g) 各製造所の作業内容のリスト</p> <p>h) あらゆる特殊製造工程。例えば、ソフトウェア、滅菌工程など</p> <p>トソースされた作業に対して実施されている管理の形式を含む</p> <p>り) 許容される場合、他の監査機関による、既存のあらゆる監査結果のすべて</p> <p>l) 医療機器の掛け又はアフターサービスの適用の可否</p> <p>ii) 該当する場合、前回の監査以降の変更の記述</p>	<p>及び第 25 条第 1 項において準用する場合を含む。）</p> <p>・GMP/QMS 組織図（医薬品・医薬部外品 GMP 省令第 6 条第 4 項に基づく文書等）、調査対象組織とその職員数</p> <p>・品質管理監督システム基準書の写し</p> <p>2. 製造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の概要一覧表</li> <li>・製造所付近略図</li> <li>・製造所敷地内の建物の配置図</li> <li>・製造所平面図（試験検査室及び保管庫を含む。）</li> <li>（清浄区域、無菌区域等重点的に管理すべき区域については、人と物との動線、清浄度区分、差圧管理の状況等）</li> <li>・器具一覧表</li> <li>・放射性医薬品を取り扱う場合には放射性医薬品を取り扱うため必要な設備の概要</li> <li>・放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うた</li> </ul> <p>3. 製造工程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程の詳細に関する情報（製造方法のフロー図、重要工程における工程内試験の概要（必要に応じ工場管理制度）及び製造用水の製造フロー）</li> </ul> <p>4. 指置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大又は予期せぬ逸脱が生じた際に講じた措置等の概要</li> <li>・バリデーションの実施状況</li> </ul>	<p>・前回調査以降において、法第 77 条の 4 の 2 第 1 項に基づく副作用等報告のうち調査対象製造所における製造管理又は品質管理に係るもの、法第 77 条の 4 の 3 の回収着手報告、GQP 省令第 19 条第 2 項（第 25 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の製造業者等の定期確認の結果挙げた改善措置、GQP 省令第 10 条第 3 項及び第 4 項の製造業者等における変更の評価及び改善措置、GQP 省令第 11 条第 1 項及び第 2 項の品質情報の処理及び危害発生防止措置等、製造販売業者が調査対象製造業者等に関する採った措置の概要</p> <p>・前回調査以降において、法第 77 条の 4 の 3 の回収着手報告、医薬品・医薬部外品 GMP 省令第 14 条（第 32 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の変更管理、第 15 条の施設管理、第</p>

【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート 2 : 法的監査戦略】発行 : 2006 年 6 月 28 日】  B) 監査日数、頻度及び目標とする現地での監査時間の査定  監査頻度  監査の頻度は、医療機器製造業者の品質システムの法的監査指針パート 1 : 一般要求事項(SG4/N28)の 8 「監査の形式」に記述されている要領、規制要求事項及び製造業者の履歴に依存する。  監査日数  監査日数は、使用される資源、監査で達成される深さ及び徹底の程度にに関して、規制当局及び産業界の双方に大きな影響を及ぼす。  監査日数は、監査の適用範囲、目標及び評価対象の特定の規制要求事項、並びに医療機器の範囲、クラス及び複雑さ、製造業者の規模及び複雑さなどの要素に依存する。  特に断らない場合、この節で考慮する事項は、初回監査及び定期監査に適用できる。  監査頻度と監査日数との関係  監査日数は監査頻度に依存する。例えば、年間の監査頻度は、ISO/IEC ガイド 62 適用のための IAF 指針に示されている基本線による。  監査日数の査定方法	【GMP/QMS 調査要領】薬食監修第 1130002 号、備考	<p>平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監修指揮・医薬対策課長通知</p> <p>16 条の品質情報及び品質不良等の処理、第 18 条の自己点検、機器・体外診 QMS 省令第 20 条(第 80 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の管理監督者照査の結果採った措置、第 62 条の改善、第 63 条の是正措置、第 64 条の予防措置、第 69 条の是正措置等、製造業者等が調査対象製造所に関して採った措置の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去 2 年以内の他の調査権者による措置情報(調査結果報告書の写し、警告書の写し等)</li> </ul>	<p>QMS 調査要領では、監査頻度は、概ね 2 年に一度、初回の監査日数については、2 年間以上という記述がある。「表 1 調査内容、頻度、手法及び期間の決定に当たって考慮すべき事項」で考慮するべき事項が詳細に記述されているが、具体的な頻度、日数は、調査権者に委ねている。また、IAF 指針に示す記述はない。</p> <p>3. 調査期間 : 初回の調査については、一通りの要請事項への適合状況を包括的に調査することとなることから、原則として 2 日間以上の調査期間が必要になると考えられるものであること。その他の調査については、表 1 に掲げる事項を勘案の上、調査権者が責任をもつて決定すること。</p>										---	--	-----	----------	--	------	----------------------	-----------	------	---		<p>表 1 調査の内容、頻度、手法及び期間の決定に当たって考慮すべき事項</p>											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">事項分類</th> <th style="text-align: left;">具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品目(製品)種類</td> <td>利型、生物由来医薬品等か否か、用量の少ないもの、治療域の狭いもの、特殊な製剤技術によるもの等</td> </tr> <tr> <td>工程内容</td> <td>滅菌・無菌操作の有無、作業環境管理内容等</td> </tr> <tr> <td>その他製造所の状況</td> <td>職員数等</td> </tr> </tbody> </table>	事項分類	具体例	品目(製品)種類	利型、生物由来医薬品等か否か、用量の少ないもの、治療域の狭いもの、特殊な製剤技術によるもの等	工程内容	滅菌・無菌操作の有無、作業環境管理内容等	その他製造所の状況	職員数等	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監修第 1130002 号、備考</p>		事項分類	具体例										品目(製品)種類	利型、生物由来医薬品等か否か、用量の少ないもの、治療域の狭いもの、特殊な製剤技術によるもの等										工程内容	滅菌・無菌操作の有無、作業環境管理内容等										その他製造所の状況	職員数等									

[GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針  
パート2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日】

ムが関連する規制要求事項に適合している状態を判定するために、監査チームに対して十分な時間が与えられるべきである。国又は地域の規制要求事項への適合評価に対して要求されるあらゆる追加時間は、正当化されなければならない。

例えば、ISO/IECガイド62を適用するためのIAF指針による表は、ISO 9000シリーズのための初回監査の日数の、監査員・日数による基本線を決めるために使用してもよい。この表は、医療機器の監査の特別なニーズに応えることを意図していないため、ISO 13485:2003及び規制要求事項に対する時間を見計らすべきである。また、この文書は、定期監査のような他の活動形式の監査の指針にもなる。

延長された監査日数の基本線には、監査の準備、品質マネジメントシステム文書の事前検査及び報告書作成のための時間と他の同紙の活動に要する時間は考慮していない。ただし、監査中のサンプルによる製品変更の評価を含む。初回監査のための延長された基本線は、他の形式の監査及び監査日数の増減につながる、付属書2に記述されている要素を考慮に入れて調整すべきである。ただし、それらの要素は、選用される規制によって要求される場合に限られる。

#### 現場監査時間のパーセントの目安

異なるサブシステムに対する現場における監査の目安のパーセントは、表2を用いて推定できる。

サブシステム	現場監査時間 ②) パーセントの 目安	摘要
マネジメント	5~10%	
設計・開発	0~20%	規制要求事項による
製品文化化	5~20%	
製造プロセスコントロール	20~30%	
是正処置及び予防処置	10~30%	
購買管理	5~20%	アウトソースしている製造

[GMP/QMS調査要領] 薬食監査発第1180002号 平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知		備考
変更履歴		
		適合性調査を受ける必要がある製造販売承認事項一部変更のほか、交叉汚染、混同等のリスクに影響を及ぼし得る次のようないくつかの変更 ・ 製造所所有者（監査員等）の変更 ・ 製造所の変更（場所等） ・ 品質に影響を及ぼし得る構造設備の変更 ・ 品質に影響を及ぼし得る責任者等の変更 ・ 新たなカテゴリーの品目（製品）の追加 ・ 新たな教育訓練を要する新しい設備器具の導入 ・ その他
製造所履歴		初回調査か否か、前回調査結果、前回調査以後の回収や品質情報等の有無及び内容、他の調査施設等の調査結果、前回調査から経過した期間、外国等当局からの情報等
品目（製品）履歴		副作用報告又は不具合報告その他市販後に得られた情報、一着監視指導等、外国等当局からの情報等

QMS 調査要領では、サブシステムに対する監査時間の割合の例示はない。

【GHTF 医療機器製造者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針  
パート 2：法的監査検証】発行：2006 年 6 月 28 日】

【GMP/QMS 調査要領】薬食監発第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監査指導・麻薬対策課長通知			備考
文書化及び記録	5%	業者が契約している活動の割合及び重要性に基づく	
顧客開拓プロセス			
表 2：現場における監査時間のバー・セントの目安			
各サブシステムに対する現場監査におけるバー・セントの目安は、次の要素によって変わる。			
・ 監査の範囲			
・ 予定の変更			
・ 遠隔地から情報を取り集める必要性			
6.7 監査中のロジックの指針			
下記の点は、最適の方法で監査を実施するために監査員の役に立つ。			
・ 監査機関に事前に提出した変更以外の、開始会議で提示される製造業者による変更（例、組織、品質マネジメントシステム、施設、プロセス、製品の変更）			
・ スケジュールの設定と経営者の責任の監査に使う時間の長さに關しては、最高幹部との調整に努めること			
・ できる限り早い時点で、製造業者が是正処置を効果的に実施したか否かを判定するため、前回の監査の不適合をフォローすること			
・ 監査の開始時に倉庫を監査すれば、後にフォローできる事例を選択することができる（例、不適合材料、バッチ記録など）。			
・ 早い段階でトレーサビリティを監査すれば、前向きのトレーサビリティ（例、機械的な回収）又は後ろ向きのトレーサビリティをたどることができ、製造業者に、過延情報入手する十分な時間を与えることができる。			
・ 定期監査の場合、設計又は製造及び又は認証の範囲を考慮に入れてもよい。			
・ 製品の範囲及び又は認証の範囲を考慮に入れてよい。			
・ 内部監査、苦情、CAPA 及びマネジメントレビューは、全ての監査に含めるべきである。			
第 5. GMP/QMS 調査の具体的手順 9. 調査実施			
(7) 調査が効率的に進行するよう、調査の手順を適切に組み立てること。例えば倉庫等のツアーワークを先に行つて不合格や逸脱の事例などサンプリングのための情報を当初に確認しておくこと、用意に手間を要する文書記録類について早い段階で提出を指示すること等である。			

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート 2：法的監査観察】発行：2006 年 6 月 28 日】</p> <p>注：FDA の方針では、内部監査及びマネジメントレビューに対する手順及びスケジュールのレビューを行うが、通常の监察において、製造業者によるそれらの活動の報告をレビューすることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査の最後に文書化及び教育・訓練を監査することは、監査中に取り上げた事例のより良いフォローにつながる。</li> <li>・ 監査終了に向けて内部監査システムを評価することは、監査チームが偏った考え方を持つことを防止する。</li> <li>・ 現地の事情が監査の順序に影響を与える場合もあるうが、時間の浪費を防止するため、その事情について配慮すべきである。</li> </ul> <p>上記の点を考慮すべきであるが、どのような順序でサブシステムを監査するかは、監査チームの自由である。</p> <h3>6.8 関係</h3>	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監麻発第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監視指導・検査対策課長通知</p> <p>QMS 調査要領には、サブシステムの関係例の記述はない。</p> <pre> graph TD     A[設計・開発] --&gt; B[製品文書化]     B --&gt; C[購買管理]     C --&gt; D[製造及びプロセス管理]     D --&gt; E[マネジメント]     E &lt;--&gt; F[CAPA]     F &lt;--&gt; G[文書化及び記録]     G &lt;--&gt; H[顧客満足プロセス]     I[支援サブシステム] --- E     I --- F     I --- G     I --- H   </pre> <p>図 1：サブシステムの関係の例</p> <p>製品実現プロセス全体のサブシステム</p> <p>設計・開発 ⇒ 製品文書化 ⇒ 購買管理 ⇒ 製造及びプロセス管理</p> <p>マネジメント ⇌ CAPA ⇌ 文書化及び記録 ⇌ 顧客満足プロセス</p> <p>支援サブシステム</p> <p>注：図 1 は主な関係を示す。他にも多くの関係がある（例、製品実現内のファードバック、支援プロセス内の各プロセスの関係）。</p> <p>監査員の時間の大部分は、サブシステム内のプロセスの解説に使われるが、サブシステム間及び異なるプロセス間にも関係があることを記憶しておくことは重要である。</p>
---	--

[GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査戦略】発行・2006年6月28日】	[GMP/QMS 調査要領】薬食監修発第1130002号 平成17年11月30日厚生労働省医療食品局監視指導・麻薬対策課長通知	備考
是正処置及び予防処置（CAPA）並びにマネジメント：マネジメントレビューのため、CAPA の情報をマネジメントに伝達する。  設計・開発管理及び購買管理：製品及びアセンブリの潜在的供給者の評価に使用する設計から供給者に対する規定購買要求事項の伝達。	QMS 調査要領には、サブシステム監査ごとの目標に関する記述はない。また、リスクマネジメントに関する記述もない。	

<p>[GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート 2：法的監査略路】発行：2006年6月28日</p> <p>注1：医療機器のライフルサイクルの全段階でリスクマネジメントを要求している、国及び地域の規則がある。</p> <p>注2：各セクションの下にある番号は、ISO 13485:2003 のセクションを参照している。</p> <p>注3：*印が付いているサブシステムは、それが規制要求事項の場合、主要サブシステムであり、監査で焦点を合わせるべきである。6.2 参照。</p> <p>7.1 マネジメントサブシステム*</p> <p>目標：マネジメントサブシステムの監査の目的は、トップマネジメントが、適切かつ有効な品質マネジメントシステムが確立され維持されていることを確實にしていることを検証することである。</p> <p>主要ステップ：下記の主要ステップは、マネジメントサブシステムの監査の指針として役に立つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 品質マニエール、マネジメントレピュード、品質監査の手順、品質計画及び品質マネジメントシステム手順及び指示が規定され、文書化されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 4.1, 4.2</li> <li>2. 品質方針及び品質目標が規定され、文書化され、それらを達成するための手段が設けられていることを検証する。 ISO 13485:2003: 5.3, 5.4</li> <li>3. 製品実現プロセスにリスクマネジメント計画を組み込み、リスクマネジメント活動の有効性を常にレビューすることによって、分析、評価及びリスクコントロールに対する方針、手順及び実践の確立を確実にしていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.1</li> <li>4. 製造業者の組織構造及び関連文書が、責任及び権限（例、管理責任者）、資源、力量及び教育・訓練の規定を含んでいることを検証するために、それらをレビューする。 ISO 13485:2003: 5.1, 5.5.1, 5.5.2, 6.1, 6.2</li> </ol>	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監麻第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬防制課長通知</p> <p>備考</p> <p>QMS 調査要領には、法的監査略路 7.1 項から 7.8 項までのようすがサブシステム監査の確認ステップの記述はないが、医食監麻発第 0330001 号別添 4 に機器・体外診 QMS 省令条項別適合性評価基準が示されている。</p>
---	---

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート 2：法的監査戦略】発行：2006 年 6 月 28 日】</p> <p>5. マネジメントレビューが実施され、それが品質システムの適切性及び有効性のレビューを含めていることを検証する。 ISO 13485:2003: 5.6</p> <p>6. 品質マネジメントシステムの内部監査が実施され、是正処置及び予防処置の活動の検証を含めていることを検証する。 ISO 13485:2003: 8.2.2</p> <p>7. 監査は、マネジメントサブシステムに始まり、それで終了するが、マネジメントサブシステムの開始と終了の間に、他のサブシステムを監査する。</p> <p>監査の結論を出すに当たって、適切かつ有効な品質マネジメントシステムが設けられていることを確実にするために、トップマネジメントが適切なアクションをとつていたか否かについて決定すべきである。</p> <p>7.2 設計・開発サブシステム*</p> <p>目標：設計・開発サブシステムの目的は、医療機器が使用者のニーズ、用途及び規定要項を満たすことを確実にするために、設計・開発プロセスが管理されていることを検証することである。</p> <p>注：規則によりては、製品の分類により、設計管理の監査の対象にならない製品がある。サブシステム 7.2 は、必要とされる場合の設計管理の監査に適用できる。</p> <p>主要ステップ：下記の主要ステップは、設計・開発サブシステムの監査の指針として役に立つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品が、規制により、リスクマネジメントを含め、設計・開発の手順（例、ハザードの明確化、リスク評価、リスクコントロール）に従っているか否かを検証する。 ISO 13485:2003: 7.1、7.3</li> <li>2. 設計プロセスについて記述している文書をレビューし、製造業者の製品範囲を包含するのに十分な記録を選択する。製品群よりは個々の製品に焦点を合わせる。</li> </ol> <p>選択基準には、次のようなものがある：</p>	<p>【GMP/QMS 錢査要領】薬食監査第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監査指導・麻薬奈美済課長通知</p>	<p>備考</p>
---	--	-----------

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査範囲】発行：2006年6月28日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品のリスク</li> <li>・苦情又は既知の問題</li> <li>・設計の古さ（最新のものが望ましい）</li> </ul> <p>3. 判り当たられた責任及びインダフェイスを含め、設計・開発活動を理解するために選択した。</p> <p>4. 選択した製品設計記録に対して、設計・開発管理の手順が確立され、適用されていることを検証する。</p> <p>ISO 13485:2003: 7.3.1</p> <p>5. 設計からのインプットが確立され、それが顧客の、機能、性能及び安全性の要求事項、用途、適用される規制要求事項及び設計・開発に不可欠なその他の要求事項を扱っていることを検証する。</p> <p>ISO 13485:2003: 7.2.1、7.3.2</p> <p>6. 設計・開発からのアウトプットが、設計へのインプットの要求事項を満たしていることを確認するために、医療機器の仕様をレビューする。医療機器の適正な機能に対して不可欠な、設計からのアウトプットが明確にされていることを検証する。</p> <p>ISO 13485:2003: 7.3.3</p> <p>7. 設計・開発プロセス全体を通してリスクマネジメント活動が規定され、実施され、リスク受容基準が確立され、それが満たされていることを検証する。あらゆる残留リスクが評価され、適切な場合、顧客に伝達されていることを検証する（例、ラベリング、サービス文書、通知書など）。</p> <p>ISO 13485:2003: 7.1、7.3.5</p> <p>注：リスク受容基準を満たし、必要な場合、残留リスクが伝達されていることを検証するためには、他のサブシステムを監査する必要があるかもしれない。</p> <p>8. 設計の妥当性確認のデータが、承認された設計が規定された応用又は用途に対する要求事項を満たしていることを示していることを検証する。</p> <p>ISO 13485:2003: 7.3.6</p> <p>9. 國又は地域の規則が要求している場合、臨床評価及び/又は医療機器の安全性及び性能の評価が実施されたことを検証する。</p>	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監理発第1190002号</p> <p>平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監視指導・障壁対策課長通知</p>	<p>備考</p>
---	---	-----------

<p>【GHTFP 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 ページ 2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日 ISO 13485:2003: 7.3.6</p> <p>参考：FDAは、品質マネジメントシステムの監査中ではなく、この目的のために特化した、特別な查察の中で臨床試験をレビューし、監視する。</p> <p>10. 医療機器がソフトウェアを含む場合、そのソフトウェアが医療機器の設計・開発の妥当性確認の一環になっていたことを検証する。 ISO 13485:2003: 7.3.1, 7.3.6</p> <p>11. 計画変更が管理され、検証され、又は適切な場合、妥当性確認が行われる、設計変更に対処したことを探査する。 ISO 13485:2003: 7.1, 7.3.5, 7.3.7</p> <p>12. 計画のレビューが実施されたことを検証する。 ISO 13485:2003: 7.3.1, 7.3.4</p> <p>13. 計画変更について、以前に製造され販売された製品に対する影響がレビューされ、その結果の記録が維持されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.3.7</p> <p>14. 計画が適正に製造に移管されたか否かを判定する。 ISO 13485:2003: 7.3.1</p>	<p>【GMP/QMS 調査要領】緊急監査第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監査指導・麻薬対策課長通知</p> <p>参考</p>
--	---

- ### 7.3 製品文書化サブシステム\*
- 目標：製品文書化の監査の目的は、製品が顧客要求事項及び規制要求事項を満たすことを確実にするために、製造業者の文書化を検証することである。
- 主要ステップ：次の主要ステップは、製品文書化サブシステムの監査の指針として後に立つ。
1. 製品文書化のプロセスを計画し、実施し、管理することを確実にするために、組織が必要とする文書が存在することを検証する。  
ISO 13485:2003: 4.2.1d
  2. 製造業者の製品範囲を包含するのに十分な製品の製品文書化を選択する。

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査範囲】発行：2006年6月28日】</p> <p>ISO 13485:2003: 7.1、7.2、7.3.3</p> <p>選択基準は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品のリスク</li> <li>・苦情又は既知の問題</li> <li>・設計の古さ（最新のものを選択することが望ましい）</li> </ul> <p>4. 選択した製品に対して、次の事項を含む文書化を検証する（国家あるいは地域の規制によって要求されている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用した規格を含む、要求事項への適合性の証拠</li> <li>・取り扱い説明書、材料及び仕様を含む医療機器の記述</li> <li>・臨床上の証拠を含む、設計検証及び妥当性確認の要約</li> <li>・ラベリング</li> <li>・リスクマネジメントの文書</li> <li>・主要な供給者を含む製造情報</li> </ul> <p>注：これは、監査員が追加の文書を審査することを妨げるものではない。</p> <p>監査で発見した事実に基づいて、製品文書化サブシステムの適切さを評価する。</p>	<p>【GMP/QMS監査要領】医食监麻発第1130002号</p> <p>平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知</p> <p>備考</p>
---	--

【GHITF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日 ロセスを選択する。	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監附第1130002号 平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監修指導・麻薬対策課長通知</p> <p>選択基準は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス問題の CAPA 指標</li> <li>・高リスク製品のための製造プロセスの使用</li> <li>・新しい製造プロセス又は新技術</li> <li>・多種の製品を製造するプロセスの使用</li> <li>・前回の監査に含まれていなかったプロセス</li> </ul> <p>注：被監査工程の監査に関しては付録書4参照。</p> <p>4.プロセスの結果が検証できない場合、そのプロセスの妥当性確認が行なわれたことを検証する。妥当性確認によって、計画された結果を達成するためのプロセスの能力を実証する。 ISO 13485:2003: 7.5.2</p> <p>5.製造及びプロセスの管理に使用された装置が、調整され、校正され及び維持されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.5.7.6</p> <p>6.プロセスが、管理され、監視され、また、規定された限界内で操業されていることを検証する。さらに、製造プロセスについて製造業者が明確にしたりスクонтロールの対策が、管理され、監視され、評価されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.1.7.5</p> <p>7.リスクコントロールの対策が、配送、据付け及び該当する場合、サービスに通用されていることを検証する。 ISO 13485:2003 : 7.5.1.1、7.5.1.2.2、7.5.1.2.3</p> <p>8.他のプロセスとの間の関係を判定する。 ISO 13485:2003: 4.1, 4.2</p> <p>9.そのプロセスを実施/保守するために、要員が適切な資格を有し及び又は教育・訓練されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 6.2.2</p> <p>10.インフラストラクチャー及び作業環境が適切であることを検証する。</p>
--	--

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査要領】発行：2006年6月28日</p> <p>ISO 13485:2003: 6.3, 6.4</p> <p>11.プロセス及び製品に対する識別及びトレーサビリティが、実施され、適切であることを検証する。 ISO 13485:2003:7.5.3</p> <p>12.プロセスがソフトウェアによって制御されている場合、そのソフトウェアについて、用途に対する妥当性確認が行なわれていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.5.2.1</p> <p>13.監視機器及び測定機器の管理が適切であることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.6</p> <p>14.製品の監視及び測定に対するシステムが適切であることを検証する。あらゆる明確にされたリスク対策が実施されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.6, 8.2.4</p> <p>15.受け入れ活動が仕様への適合を保証し、文書化されていることを検証する。 ISO 13485:2003 : 8.2.4, 8.2.4.1, 8.2.4.2</p> <p>16.不適合製品の管理が適切であることを検証する。 ISO 13485:2003: 8.3</p> <p>監査で観察した事実に基づいて、製造プロセスサブシステムの適切さを評価する。</p> <p>7.5 是正処置及び予防処置—CAPA サブシステム*</p> <p>目標：CAPA サブシステム（報告作成/トラッキングを含む）の監査の目的は、製造業者のプロセスが、製品及び品質に関する現実の及び潜在的な問題を明確にするために、情報が収集され分析されること、及びそれらの問題が調査され、適切かつ効果的な是正処置及び予防処置の実施がとられることを確実にしていることを検証することである。</p> <p>主要ステップ：次の主要ステップは、“是正処置及び予防処置—CAPA”サブシステムの監査の指針として役に立つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.品質マネジメントシステムの要求事項を扱う CAPA システムの手順が確立</li> </ol>	<p>【GMP/QMS 調査要領】薬食監所第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監修指導・麻薬対策課長通知</p> <p>備考</p>
--	---

【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日】	【GMP/QMS 監査要領】製食薬機器第1130002号 平成17年11月30日厚生労働省医療食品局監視指導・麻薬対策課長通知	備考	
<p>2. CAPA システムへのインプットに対して正確な情報が分析され、是正処置及び予防処置が有効であったことを検証する。 ISO 13485:2003: 4.1、4.2、8.5</p> <p>3. CAPA の結果が設計変更をもたらす場合、リスクマネジメントプロセスの下で、ハザード及び新しいリスクが評価されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.1</p> <p>4. CAPA データの全ての適切な欄が明確にされているか否か、また、指示されている場合、アクションを決定するために監視しているか否かを判定する。是正処置を要する可能性がある既存の製品及び品質問題を明確にするために、適切な場合、妥当な統計的手法を用いて、それらの源から得たデータが分析されていることを確認する。 ISO 13485:2003: 8.1、8.2.3、8.4</p> <p>5. 不適合の原因を明確にするために、可能な場合、故障の調査が行われているか否かを判定する。 ISO 13485:2003: 8.5.2</p> <p>6. 不適合製品の流通を防止するための管理が実施されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 8.3</p> <p>7. 是正処置及び予防処置が実施され、有効であり、文書化され、完成品に不適合を与えていないことを確認する。 ISO 13485:2003: 8.2.3、8.5.2、8.5.3</p> <p>8. 不適合製品、品質問題、是正処置及び予防処置のアクションに関する情報が、マネジメントレビューのためにマネジメントに提供されているか否かを判定する。 ISO 13485:2003: 5.6.3</p> <p>9. 適用される規制要件事項に従って医療機器の報告が行われていることを検証する。 ISO 13485:2003: 8.5.1</p> <p>10. 製造業者が、製造後の段階から経験を得ること、苦情の処理（7.8.3 参照）、</p>			

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート 2：法的監査取締】発行：2006 年 6 月 28 日】</p> <p>是正処置及び予防処置へのフィードバックを伴う通知書回収に関連する不適合の原因を調査することに対して、効果的な手配を行っていることを確認する。 ISO 13485:2003:7.2.3, 8.2.1</p> <p>11.通知書/回収の発行及び実施のために、製造業者が効果的な手配を行ったことを確認する。 ISO 13485:2003: 8.5.1</p> <p>監査中に発見した事実に基づいて、是正処置及び予防処置サブシステムの適切さを評価する。</p>	<p>【GMP/QMS 監査要領】薬食監麻発第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監視指導・検査対策部長通知</p> <p>備考</p>
<p>7.6 購買管理サブシステム</p> <p>購買管理サブシステムは、一つ以上の供給者に、設計・開発及び/又は製造のようなく不可欠な活動をアウトソースしている製造業者に対しては、主要サブシステムと考えるべきである。</p> <p>目標：購買管理サブシステムの監査の目的は、製造業者のプロセスが、供給者（契約者及びコンサルタントを含む）が提供する、製品、商品、材料及びサービスが適合している状態にあることを確実にしていることを検証することである。これは特に、完成品又はサービスが、検査によって検証できない場合に重要である（例、滅菌サービス）。</p> <p>主要ステップ：次の主要ステップは、購買管理サブシステムの監査の指針として役に立つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.供給業者の評価を行うための手順が確立されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.4.1</li> <li>2.規定要求事項が満たされたため、製造業者が供給者を評価し、有効な管理を維持していることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.4.1</li> <li>3.製造業者が、供給者が提供する製品及びサービスに対する仕様の適切さを製造業者が保証していること、また、リスクマネジメントの責任及びあらゆる必要なリスクコントロールの対策を規定していることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.4.2</li> </ol>	<p>1.供給業者の評価を行うための手順が確立されていることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.4.1</p> <p>2.規定要求事項が満たされたため、製造業者が供給者を評価し、有効な管理を維持していることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.4.1</p> <p>3.製造業者が、供給者が提供する製品及びサービスに対する仕様の適切さを製造業者が保証していること、また、リスクマネジメントの責任及びあらゆる必要なリスクコントロールの対策を規定していることを検証する。 ISO 13485:2003: 7.4.2</p>

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日】</p> <p>4.供給者に対する評価の記録が維持されていることを検証する。 ISO 13485:2003:7.4.1</p> <p>5.購入した製品及びサービスの検証が、適切であることを判定する。 ISO 13485:2003:7.4.3</p> <p>監査中に発見した事実に基づいて、購買管理サブシステムの適切さを評価する。</p>	<p>【GMP/QMS 監査要領】薬食産業第1130002号 平成17年11月30日厚生労働省医薬食品局監査指導・麻薬対策課長通知</p> <p>備考</p> <p>7.7 文書化及び記録サブシステム</p> <p>目標：文書化及び記録サブシステムの監査の目的は、製造業者の文書化プロセスによって、関連する文書が適切に管理され、関連する記録が入手可能であることを検証することである。</p> <p>主要ステップ：次の主要ステップは、文書化及び記録サブシステムの監査の指針として役に立つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文書及び記録の、識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に対して（要更管理を含め）、手順が確立されていることを検証する。 ISO 13485:2003:4.2.3、4.2.4</li> <li>2. 文書及びその変更が、使用前に承認されていることを確認する。 ISO 13485:2003:4.2.3</li> <li>3. 使用されている場所で現用の文書が入手でき、廃止文書は使用されていないことを確認する。 ISO 13485:2003:4.2.3</li> <li>4. 要求されている文書及び記録が、要求されている期間、保管されていることを確認する。 ISO 13485:2003:4.2.1、4.2.4</li> </ol> <p>監査中に発見した事実に基づいて、文書化及び記録サブシステムの適切さを評価する。</p> <p>7.8 顧客要求事項サブシステム</p> <p>目標：顧客関連プロセスサブシステムの監査の目的は、顧客関連プロセスについて、規制要求事項を含む要求事項が品質マネジメントシステムで扱われてい</p>
---	--

<p>【GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針 パート2：法的監査戦略】発行：2006年6月28日</p> <p>主要ステップ：次の主要ステップは、顧客要求事項サブシステムの監査の指針として役に立つ。</p> <p>1.製品要求事項が顧客要求事項及び規制要求事項と共に用途を載っていることを検証することである。 ISO 13485:2003: 7.2.1, 7.2.2</p> <p>2.あらゆる矛盾した情報が解決され、製造業者が顧客要求事項を満たすことができることを保証するために、受け取った注文及び開通情報を見行う。 ISO 13485:2003: 7.2.2</p> <p>3.品質問題を明確にし、是正処置及び予防処置サブシステムに対するインプットとするために、顧客からのフィードバックの文書化を含め、顧客とのコミュニケーションの取り扱いに対して、製造業者が有効な手配を行なっていることを確認する。 ISO 13485:2003: 7.2.3, 8.2.1</p> <p>4.製品表現プロセスにおいて、顧客からのフィードバックが分析され、それがリスクの見直しの再評価に使用され、必要な場合、リスクマネジメント活動を調整していることを確認する。 ISO 13485: 2003: 7.1, 7.2.3</p> <p>監査中に発見した事実に基づいて、顧客満足プロセスサブシステムの適切さを評価する。</p> <p style="text-align: right;">付属書</p> <p>付属書1：二項段階サンプリング計画 {品質システム査核技術、QSIT : (1999)より抜粋}</p> <p>表1：95%信頼度 表2：99%信頼度</p> <p>表1：二項段階サンプリング計画面 二項式信頼レベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>信頼度 (信頼率)</th> <th>0.95 &lt;</th> <th>不適合数: 0</th> <th>不適合数: 1</th> <th>不適合数: 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>.30 ucl*</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	信頼度 (信頼率)	0.95 <	不適合数: 0	不適合数: 1	不適合数: 2	A	.30 ucl*	11	17	22	<p>【GMP/QMS 監査要領】薬食監麻発第 1130002 号 平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知</p> <p>監査</p> <p>QMS 調査要領には、サンプリングに関する具体的な記述はない。</p>
信頼度 (信頼率)	0.95 <	不適合数: 0	不適合数: 1	不適合数: 2							
A	.30 ucl*	11	17	22							

[GHTF 医療機器製造業者の品質マネジメントシステムに対する法的監査指針  
パート 2：法的監査戦略】発行：2006 年 6 月 28 日】

[GMP/QMS 調査要領】薬食監体第第 1130002 号  
平成 17 年 11 月 30 日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知

備考

	B	.25 ucl	13	20	27
	C	.20 ucl	17	26	34
	D	.15 ucl	23	35	46
	E	.10 ucl	35	52	72
	F	.05 ucl	72	115	157

表 2 : 二項段階サンプリング計画

二項式の信頼レベル

信頼度 (信頼率) 0.99 <	A	.30 ucl *	不適合数 : 0	不適合数 : 1	不適合数 : 2
	A	.25 ucl *	15	22	27
	B	.25 ucl	19	27	34
	C	.20 ucl	24	34	43
	D	.15 ucl	35	47	59
	E	.10 ucl	51	73	90
	F	.05 ucl	107	161	190

\* ucl : 信頼度の上限 (Upper Confidence Level)

確率と統計学の CRC ハンドブック (CRC Handbook of Probability and Statistics) : 第 2 版

二項式サンプリング方式は、潜在的な二つのみの結論がある場合に決定しようとするとする時に用いることができる（例：その記録は事実によっている、又はその記録は事実によっていない）。サンプリング数及びサンプル数を選択する場合に考慮すべき要素には、医療機器のリスク又はそのプロセスのリスク及び抽出するサンプルの記録、監査員がこの監査に割り当てた時間などを含めてよい。

低リスクの医療機器に関する記録をレビューするためには、表 1 (95%信頼度) を推奨する。また、高リスクの医療機器に関する記録のレビューには、表 2 (99%信頼度) を推奨する。二つの例を示す。

例 1 :

監査員は、滅菌記録のレビューによって、滅菌工程が監視され管理されているか否かを判定することを計畫する。滅菌工程は高リスクのプロセスであり、監査員は付属書 1 の表 2 のサンプリングを使う。監査員は、レビューのため 24 の滅菌バッチ記録のランダムサンプルを選択する。24 の記録の全ては、滅菌工程が監視され、管理され、妥当性が確認された操作ペラメータの下で稼動していたことを示している。表 2 に基づいて、全ての滅菌記録の内 20%未満が、妥